

西村大臣記者会見

令和3年8月17日(火) 22時09分～22時59分

(於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室)

(大臣冒頭発言) お疲れ様です。今日、尾身先生はテレビの出演があるようでして、私1人になります。

尾身先生からは分科会の後にぶら下がりのような形で、必要なことをコメントされたということでもありますし、またその後、今の菅総理との会見でも、御質問を受けて必要な点はお話しされていたと思いますので、私の方に何かあれば、またお答えをしたいと思います。

本日、分科会、そして衆参の議運で説明をいたしまして、夕刻の政府対策本部で緊急事態措置、まん延防止等重点措置について新たに決定をいたしました。

議運での答弁でも説明を申し上げたところでありますが、これまでまん延防止等重点措置を実施してきました13の道府県のうち茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県、7府県を緊急事態の対象とすると。

それから、まん延防止の対象に、新たに宮城、山梨、富山、岐阜、三重、岡山、広島、香川、愛媛、そして鹿児島県の10県を加えるということでもあります。

期間については、これまでの対象となっている地域も含めまして、9月12日までとすることといたします。

感染の状況については、特に重症者の数が急激に増えていることに、非常に強い危機感を持っております。

昨日は1,646名ということで、5月のピークを200人以上上回るようになっておりますし、毎日数十人増えるような状況になってきています。

東京都の重症者も17日、本日時点で276名ということで、こちら毎日、40代50代を中心に、10名20名と増えております。

20代30代の方の重症者も増えてきているということでもありますので、若いから大丈夫だということではありません。後遺症もありますし、そして重症化することもありますし、職場や家庭内で両親や、あるいは同僚、先輩に感染をさせてしまうこともあります。

御自身の命・健康を守るためにも、是非、感染防止策を若い

方も含めて徹底をしていただければと思います。

そうした中で医療提供体制について、専門家の皆さんから非常に厳しい御意見を、分科会でも頂きました。このままでは救える命が救えなくなる、そうした状況になりかねないということでもあります。強い危機感を共有いたしております。

そうした中で今回、緊急事態措置あるいはまん延防止等重点措置を拡大いたしまして、外出機会の半減など、対策を講じることといたしております。

また、飲食店の皆さんには大変厳しい状況が続きますけれども、8時までの時短、酒類あるいはカラオケの提供停止、こういったことを要請していくこととなります。

そうした中で1点、山梨県についてであります。山梨県では全国に先駆けて「グリーン・ゾーン構想」ということで、この場で説明を設けたことをございます。きめ細かな感染症対策基準を設けた、認証制度をいち早く導入されまして、これまで感染防止を行うと同時に、今回のまん延防止措置の前にも、認証を受けていない飲食店に対しては、県内全てで休業要請を行うということなど、積極的な対応をしてきていたところであり

ます。そうした中でありますけれども、今回の感染拡大の中で、知事ともこの間、やり取りを何度か繰り返してございまして、酒類の提供について、今回、国の判断において、山梨県においても全国一律の対応をお願いしたところでもあります。引き続き連携をして、感染拡大を抑えていけるように対応していきたいと思っております。

それ以外にも多くの知事と電話で、あるいはメールでやり取りをしながら、今回、緊急事態あるいはまん延防止等重点措置ということで、極めて厳しい対応をお願いすることとなります。それぞれの知事の下で、しっかりと対策の徹底・強化に取り組んでいただくことをお願いしているところでもあります。

それでは対策について、ポイントのみ申し上げます。

「外出の機会の半減」ということで、なかなか半減と言われても分からないと思いますので。例えば買い物、週に2回行かれる方は1回にするとか、月に何回かどこかに行かれる方、不要不急はできたら、この機会にやめていただきたいと思いますけれども、どうしても行かなければいけない所も2回に1回、半分にしていただくということ。

もちろん、健康管理のために散歩とかランニングとか、公園に行ったり体操をしたり、そういった外出は構わないわけですが、買い物など減らせるものは、2回分を1回にすることをお願いしたいと思えますし、「テレワークの徹底」も改めて経済界にもお願いをしようと思っております。

今、調整をしておりますが、明日にでも中部圏や関西圏、それから九州、新たに緊急事態に対応した所も含めて、あるいはまん延防止等重点措置も含めてお願いをしたいと思えますが、首都圏で言いますと多くのIT関係の企業とか大企業で、7割8割進めておられる所もたくさんあります。他方、まだ未実施の中堅企業や中小企業、大企業でもあるかもしれません。

5日間、いきなり7割やってくれというのは無理かもしれませんので、まずは1日から始めても週2日、約半分を是非進めてくださいというような、具体的なお願いをしていきたいと思っております。

IT補助金や支援策もありますので、是非、中堅企業、中小企業においても、こうした取組を進めていただきたいと思えます。

そして今回、百貨店、ショッピングモール、それから専門店でもかなり大規模、1,000平米以上超ということで、1,000平米を超えるということではありますが、大規模商業施設の管理者に対しまして、知事から人数制限等の入場整理を要請していただくこと。

これはもういわゆる国の対処方針に書き込みましたので、国の基本ラインで、ベースラインでありますから、このことを緊急事態措置、そして、まん延防止等重点措置のそれぞれの地域は、徹底して取り組んでいただくこととなります。

もちろん、沖縄県のように土日の休業であるとか、地域の感染状況に応じて、感染を抑えるという観点から、強い措置を取っていただくことは可能でありますので、そして、国もその分しっかりと支援をしていきますので、それぞれの都道府県と連携をして対応をしていきたいと考えております。

そして、今日、御紹介したいのは、やはり県境をまたぐ移動でのクラスターが連日、私の元に報告があります。ある県ではやはり県外からの帰省者を招いてバーベキューを行って、10名以上が陽性となっております。バーベキューの際にマスクを着けずに、長時間飲食を行うということでもあります。

それから、いずれも最近の例ですが、ある県のライブハウスでの演奏者は、実は県外から、大都市部から来たメンバーがいました。そして、その方が初発であります、10名以上が陽性となっております。

それから、ある県で、県外から招いた、帰省したアルバイトの講師、この人が陽性で、10名以上陽性が出ています。どうも具合が悪かったようですけれども、勤務を継続したようです。

1つ言えるのは、まず県境を跨ぐ移動、帰省、旅行、これはもう控えてくださいと。今の状況ではもう控えてくださいということ、これをお願いしたいと思えますし、職場でもよくありますが、ちょっと具合の悪い人が出てきて勤務をして、そして感染を広げる例、これはたくさん報告があります。

今日の国会でも質疑がありましたけれども、また、分科会でも経団連の方から報告がありましたけれども、抗原簡易キット、これを是非活用いただきたいと。

もう既に高齢者施設や医療施設には配っています。国から450万回分配っています。そして、大学、高校、専門学校、日本語学校、こうした所に今45万回分配っています。

ちょっと具合が悪い人が運動部などでも、今回、本当に残念ですけれども、甲子園の試合を諦めるとい学校が出てきています。普段から検査を充実させていただければと。

もちろん、具合が悪い人は、本当に熱が出たりした場合には、PCR検査を受けていただくことが大事ですけれども、ちょっと喉に違和感があるとか、何かちょっとだるいなというときに、この抗原検査キットは有効です。

人にうつす量のウイルス量を検知できますから、職場でも経団連も活用するというところであります。今は1個、500円、600円ですから、企業の場合はそういう形で購入していただいて、医薬品の販売事業者から買えますので、購入をしていただいて、ちょっと具合が悪い人に使っていただくということが大事だと思えます。

多分、アルバイトでどうしても行かないといけなかったという環境があるんだと思えますが、具合が悪い人は休んでもらう、そうしたルール、風土、これを作っていくことも大事でありますので。今はもう、職場、学校でものすごくクラスターが、連日のように出ていますので、是非このことを改めてお願いした

いと思います。

そして、今回の支援策についてでありますけれども、まず地方創生臨時交付金を、これまで3,000億円、都道府県に配分しておりましたけれども、知事会からの要請なども踏まえまして、都道府県に2,000億円分、そして、市町村に1,000億円を追加配分いたします。

国で行っている月次の支援金、この後、出てきますけれども、法人は月額最大20万円、個人は10万円ではありますが、これは50%以上売上が落ちた方ですので、先ほどの地方創生臨時交付金は、それぞれの都道府県で上乘せの支援を行って来ています。

50%減でなくとも、30%減であるとか、そうした方。あるいは観光事業者への、やや規模の大きい事業者への支援であるとか、感染防止策の強化策とか様々な上乘せ措置、あるいは要件の緩和なども行われておりますけれども、これを活用していただいて、それぞれの都道府県、市町村で対応していただきたいと思っております。

ということで、この月次支援金についても、9月まで1カ月延ばして行いますので、1-3月期からの支援金と合わせて、4、5、6、7、8、9ということになりますので、1月から合わせると9カ月分になりますから、最大180万円の支援になります。この支援を中堅・中小企業に行っていきます。

「売上が半減」という要件がありますので、これに満たない事業者については、各県のそれぞれの事情に応じて取組を進めていただきます。先ほどの地方創生臨時交付金を活用してもらいます。

そして、雇用調整助成金、月額33万円まで、パート・アルバイトの方、そしてシフト減も含めて、最大100%国が支援をするという支援措置を、11月末まで継続することにしました。

それから、緊急小口資金・総合支援資金は、最大200万円の貸付けがありますが、厳しい状況が続けば返済猶予があります。この申請受付を11月末まで延ばすこととします。

それから、この資金は目いっぱい借りているという方、非常に厳しい方については、生活困窮者自立支援金ということで、さらに30万円の支援が、これは貸付けではなく支給があります。この支援金について、11月末まで申請を受け付けることといたしました。

以上のような措置を、今回の緊急事態宣言の延長あるいは地域の拡充に伴って、対応することといたしておりますが、引き続き今回の影響にしっかりと目配りをしながら、必要な対策を機動的に講じていきたいと考えております。

それから、空港のモニタリング検査であります。これまで3空港を中心に、それから事前に郵送で送られたものを返してもらって検査、あるいは店舗で検査を受けると。

これは木下グループと連携をしておりますので、新橋や新宿などで事前に受けてもらうということを行っておりますが、新たに埼玉・大宮にも店舗をオープンするということでもあります。埼玉におられる方が空港で移動をどうしてもする場合、できる限り必要かどうかの精査、吟味はしていただきたいんですけども、行かれる場合に沖縄、北海道、福岡、広島、鹿児島に行かれる場合には検査を受けていただくということで、これまで3万2,000件の方に受けていただきました。

そのうち、57件が陽性ということで、この方々には移動を控えていただいておりますので、ある意味で無症状の方の検知を空港で、私どものモニタリング検査で行っております。こうした取組をさらに広げていきたいと思っております。

いずれにしても、先ほど申し上げたように、県をまたぐ移動、あちこちで多数クラスターの報告があります。

子どもたちのいわゆる夏休みは8月いっぱいありますけれども、地域によっては、早く始まるころもあると思いますが、是非この夏の期間も含めて、この緊急事態の間、これだけ全国で感染が広がっていますので、沖縄も今、東京から行かれる方が未だにたくさんおられて、そして感染が広がるということ。

なかなか沖縄の感染も収まりません。非常に厳しい状況にあります。是非しっかりと検査を受けて、どうしても行かれる場合は、基本的には控えていただくということではありますが、行かなければならない事情がある場合は、検査を受けていただくということをお願いしたいと思いますし、国交省とも連携して、そうした場合の対応、取組を進めていきたいと考えております。

いずれにしても、支援策をしっかりと充実させながら、感染拡大を何としても抑えていければと考えております。

私からは以上です。

(問) 大臣に伺います。まず1点は、今回、緊急事態宣言の延

長と、まん延防止等重点措置の適用地域を拡大したので、今後47都道府県の半分以上となる、29の都道府県に何らかの措置が出ている状態になります。そういった中で、それ以外の地域でも感染等は拡大しているので、やはり「全都道府県に緊急事態宣言かまん延防止等重点措置を出す」というような選択肢も考えようによってはあったかと思うんですが、そこをしなかったという理由について、改めてお伺いさせていただきます。

(大臣) まさに御指摘のように、これだけの感染拡大が全国で広がってきております。そうした中で、夏のこの時期の移動を止めるという意味でも、私自身は全国を緊急事態の対象とするということについては、1つの考え方だということで、選択肢として、そのことも含めて検討を行ってまいりました。

先ほど総理も少し会見で言われておりましたけれども、私からもそうした考え方を、5大臣会合のときにも説明いたしました。他方、総理が言われたように感染拡大の状況、感染の状況、病床の状況など、都道府県によって差があることも事実であります。

そうした中で今日、諮問を申し上げた案で、専門家の皆さんにお諮りをしたわけですが、分科会でも一部そうした議論が今日出ました。ありましたけれども、全体として専門家の皆さんには、私どもの案で御了解をいただいたわけですが、考え方の整理としては、3点申し上げたいと思います。

1つには、これは専門家の皆さんからも今日指摘がありました。例えば、鳥取県とか福井県とか、こういう状況の中でも感染防止策を徹底して、先週今週比で1を切って0点台で、0.9とか0. 幾つで、感染者の減少が見られる県もあるということが一つ。

それから2つ目に、地方部においては緊急事態措置をかければ、それは当然効果はあるわけですが、まん延防止等重点措置はエリアを限ってやるわけです。これもかなり有効だと。

特に今日は石川県のことも、私は国会で申し上げましたけれども、石川県も感染者の数が減少傾向にあります。これはやはり中心部である金沢を中心に強い措置。これが緊急事態と同様の措置が今は取れますので、酒類・カラオケの停止ということでもありますから、そういったことによって、感染拡大を抑えるという効果が出ています。地方部では特にまん延防止等重点措置は、県庁所在地を中心として、かなり有効に強い措置で効果

を発揮するという事だと思えます。

3点目は、これは先ほど総理も少し言われていたと思えますけれども、多くの知事から要望がありましたけれども、その要望の内容、10県の知事、多くの知事と話をしましたけれども、「まん延防止等重点措置で対応したい」という考え方が私にも示されました。

緊急事態という形で、全県で強い措置を取るというよりかは、県庁所在地などを中心として、感染が広がっている地域に強い措置を取りたいという、そうした知事の意向もございましたので、そういったことから私どもも、政府としてそういった考え方に立って今日お話しし、専門家の皆さんにも御了承いただいたということでもあります。

(問) 今日電車は非常に混んでおりました。大臣の危機感を国民、特に中小企業のトップが共有できていないのではないかとお思います。現行法でテレワークを強制できないということであれば、逆の発想でテレワークを実施する企業に対して、何らかのインセンティブを与えるということは、今後、選択肢にないのでしょうか。よろしくお願ひします。

(大臣) 本当に苦慮しながらやっています。先週はお盆の時期でもありましたので、多くの企業が休みということもあって、朝の通勤客数はかなり減少していました。50%ぐらい、55%かな、減っていました。ただ、昨年比ではまだ、それほど減っていなかったようにお思いますけれども、首都圏で55%です。関西圏でも51%。これは8月の10日です。

12日の時点が最新ですけれども、去年に比べると、もちろん去年の春、4月、5月の7割減ったところ、それから去年の夏の65%ぐらい減ったところと比べては低いですが、先週はお盆ということもあり、かなり減少がありました。何とかこの傾向を今週も続けてもらえないかと。

この後、パラリンピックもあります。オリンピックだけではなくてパラリンピックのときにも、この都心部の人流を減らすために、車の乗り入れを引き続き抑えるということで、首都高もプラス1,000円に対応してくれていますし、コロナ以前から大企業の皆さんを中心に、テレワークあるいは休暇の分散をお願いするという事で、人流を減らそうということで取り組んでいます。まだ大企業も、前回の分科会で経団連には改めてお

願いしましたけれども、調査の結果が出てきているところは2割、3割程度ですので、もう一回調査を働き掛けていただいで、働き掛けることが促進することにもなりますので、会員企業に是非働き掛けてくださいということで、大企業にもさらにお願いをしています。

もちろん大企業の中には、7割、8割やっているよという経営者の声もよくお聞きしますけれども、さらにもう一段お願いをしたいと思えますし、御指摘の中小企業、中堅企業の皆さん方、商工会議所にもお願いをしておりますし、支援策も、IT補助金などのメニューもしっかりお示ししながら対応しているんですけれども、なかなか取り組んでいただけない部分があります。

今後、「新たな日常」として当然定着をすべき、テレワークなりオンラインの会議なり、そうした言わば象徴であると私自身、申し上げてきております。

学生の企業を選ぶ視点、どういう視点で選ぶかという中でも、テレワークができる環境というの、オンラインでいろんなことができるというの、項目の中に挙がってきています。

そういう意味で今後、優秀な人材を確保していく、人材を確保していくという意味でも是非、大企業のみならず、中堅・中小企業もこうした取組を進めていただきたいと思えますし、さらにどういった取組ができるのか、インセンティブというお話がございました。私自身、さらに知恵を絞っていきたいと思えます。

以前にお話ししたんですけれども、大企業、特に株式公開を行っているような企業については、コーポレートガバナンス・コードの中でDXを進める、デジタル化を進めるという中で、こうしたテレワークも含めて進めていただきたいという趣旨で、私どもは説明もしてきておりますので、大企業、公開するような企業は当然進めていただきたいと思えますし、中堅・中小企業も是非、国も支援策を行いますので、そういった取組を進めていただけるように、さらに知恵を絞っていきたいと考えています。

(問) 8月12日に分科会から出た提言というのは、災害医療との考えの下、前提にとらわれない思い切った対策が必要であると。私はやっぱりその回答は主になって出てくるんだろうと期

待していたんですが、今日の追加的な措置というのは、何も思い切ったものじゃないんじゃないかと。元々、その災害医療を、要するに専門家はそう言っているんですけども、菅首相を含めて、そういう危機感はあるのかどうか、それを1点伺いたいと思います。

それから、やっぱり一番よく分からないのは、静岡、ここに緊急事態を出して、東海4県と言われている経済圏であって、他をまん防にすると。明日、愛知がもしも1,000を超えてきたら多分、緊急事態を要請してきますね。するとまた議運を開いて緊急事態をやるのかと。私は、これは思い切った対策、過去にとらわれない思い切った対策じゃなくて、後手後手、小出しという、それじゃないかと思うんですけども、是非そのところを、思い切った対策を期待していたんですけども、大臣のお考えを伺いたいと思います。

(大臣) 私自身、愛知をどうするかは非常に悩みました。愛知を含めることも含めて、議論をこれまで検討してきましたし、専門家の皆さんとも、今日、尾身先生も先ほど会見で述べられていましたけれども、指標も毎日、我々は見つめて、専門家ともそれを共有しながら検討を進めていますので、私自身、非常に悩んだ。大都市部は必ず増えますので、今の状況から見て、東京が増え、大阪が増え、福岡が増え、当然、愛知は増えてくる。名古屋を抱えている中で、もう早めに指定をするべきじゃないかということも議論をしました。

尾身先生が言われたように、病床の逼迫度で言いますと、実はこれは昨日時点の評価したものですけれども、47都道府県で下から5番目なんです、愛知は。43番目の逼迫度というか、逼迫度が非常に低い。医療については、余裕があるとは言わないですけども、まだ大丈夫な状況が続いていましたので、そういう意味で、非常に悩んだところでもあります。

まさに、医療の状況というものを重視している中で、今回、まん延防止等重点措置を継続するというところで、まん延防止等重点措置は、お酒あるいはカラオケの停止という強い措置、8時までの時短という非常に強い措置、緊急事態と同等に取れますし、今回まさに大規模商業施設について入場制限を徹底して行ってもらおうということをやっているいただきますので、そういう意味で、緊急事態と同等の強い措置をまん延防止でも取れる。そして愛知県、今名古屋市などを指定されていますけれども、

ここでその措置を取っていただくということで、同等の措置は取れますので、これが名古屋を中心としたエリアから、どんどん広がって、もちろん静岡との県境にいる、三重との県境もありますから、そういった所も含めて、もう県に広がってくるようであれば、これは緊急事態というものを知事等の意見をよく聞きながら、対応しなければならぬと思いますが、今日の時点で、そうした悩みながらでありましたけれども、病床の状況で判断をして、そのような形で諮問させていただき、先ほど尾身先生が言われたとおりで、専門家からも何か特段の異論があったということではありませぬので、専門家の意見を聞いた上で判断をさせていただいたということでもあります。

（問）先ほどの総理と尾身会長の会見の中でも出ていたんですけども、今回の宣言の出口の考え方で、今のこの制限の目安にしている指標について、医療、病床の逼迫などの指標についてを重視していかれると、お二人とも発言されていました。

以前からあった議論ではありますが、今回の宣言の解除の判断に当たって、そういうのを新しい指標という形で考えるのか、それとも現行の指標の解釈の部分で軸足を変えていくというお考えなのかというのが1点です。

もう一点は、今日の分科会で専門家の先生らから、行動制限の強化を求められたと思います。なかなか法改正してという日本版ロックダウンの議論となると、かなり時間がかかると思うんですが、現行法の中で、例えばすぐにでもできるもの、大臣の頭の中でもしどういったことを想定されているというのがあったら教えてください。

以上です。

（大臣）まず、1点目の基準のお話ですけども、先ほど尾身会長も総理も少し言及されていましたが、まさにこれは以前から専門家の中でも議論がありますように、ワクチンの接種が進む効果で、重症者の数、特に高齢者の重症者の数は非常に抑えられてきたわけですね。ここに来て、ワクチンを打っていない方もおられますし、2回接種しても、ブレークスルー感染というののも全くないわけじゃありませんので、そういう意味で高齢者の重症者も少し増えてきていますが、さらに40代、50代のワクチン接種が進む中で、重症化はかなり抑えられるということが見込まれているわけですね。

そういったことをどう評価するか。9月の中旬頃には、今のアメリカやフランスやドイツの水準ぐらいまで、このまま順調にいけば、そうしたレベルまでワクチン接種が進むことが想定されますので、その段階で、どういう状況になっているのかということ、専門家の皆さんには分析をしていただいているところでもあります。今回、我々、経験したことですけれども、高齢者の重症化を抑えられても、40代、50代の中等症の方が非常に増えて、まさに酸素吸入を必要とする方が非常に増えた。自宅でも酸素吸入を必要とする方が非常に増えているということ。こういったところをどう評価していくのか。

もう感染者がもちろん毎日数千人、あるいはさらに増えて、それが継続すると、もうとても医療はもたないわけですから、感染者の数がある一定レベルであっても、重症者は抑えられている。あるいは中等症も抑えられている。そして、尾身先生が言われるように、宿泊療養、自宅療養、あるいは抗体治療、薬の拠点としての短期入院で、それを、点滴を打ってもらって、状況を見た上で帰ってもらうようなことも含めて、いろいろな対応が取れていけるようになれば、酸素ステーションをつくることも含めて、そうした医療の状況を見た上で、このぐらいの感染ならこの医療の体制で大丈夫だということ、どういうふうな指標で見ていくかということの検討を、専門家、尾身先生をはじめ、専門家の皆さんにお願いをしているところでもあります。

ですので、今の段階で何か直ちに、この指標を見直すということにつながるかどうかは分かりません。過去も何度も変えてきています。御案内のとおり、10万人当たり0.1とか1とかという話をしていた頃があるわけですから、今それが25人ということになっていますが、ひょっとしたらワクチン接種が進む中で、欧米並みになってきた時に、25人を超えても大丈夫かもしれない。現にイギリスでは、これだけの1万人、2万人という感染者が出て、入院者を非常に抑えて、自宅療養が多いんだと思いますが、社会経済は動いているという状況があります。

こうした状況も含めて、欧米の取組、これは解除の時をどう考えるかというその基準と同時に、その後どういった社会経済活動、ワクチン接種と検査をどういうふうに組み合わせていくのかとか、こうしたことも含めて、専門家の皆さんには検討をお願いしているところでもあります。

したがって、基準はもうこれで確定、もう一切変えないというものではありませので、様々な状況によってこの基準は、ステージの考え方は変えてきておりますので、今回もワクチン接種の効果をどう評価するか。それから一方で、このデルタ株という感染力の強い変異株をどう評価するか。さらには、また別の変異が起こるかもしれない。そういったことも含めて、専門家の皆さんには分析、検討を進めていただいて、何か別の指標を加えていくのか、参考指標として何か別のものを考えるのか、そういったことも含めて検討をお願いしています。

これまでも変えてきていますし、新たに入院率というような考え方も少し前に入れたところでもありますから、そういう意味で、どういうふうにこの感染の状況、医療の状況、これを評価していくのかというところの分析、検討をお願いしているということでもあります。

そして、行動制限につきましては、今日ほとんどの多くの専門家の皆さんから御指摘をいただきました。国会でも今日も議論がありましたし、これまでも様々な指摘をいただいているところでもあります。

私自身、まさに強制力が緩やかなこの特措法という中で、本当に苦慮をしながら、どうやって多くの皆さんに協力をいただけるのか、要請、命令ができる範囲は限られておりますので、飲食店やイベントや、今回の大型商業施設や、政令に書かれている施設に限られております命令、罰則、行政罰までありますけれども、しかし、与野党協議、特に野党の皆さんの様々な御指摘もいただいて、最終的に刑事罰ではなく行政罰で、しかも緊急事態の下で違反は30万円、まん延防止の下では20万円という極めて金額的には低い金額、緩やかな対応、強制力という中で、どういうふうに御協力いただいて対応していただけるかということで、様々な苦慮をしながら対応してきました。

協力金の早期支給の仕組みなども、その一環で協力いただけるようにということで、もう既に多くの自治体で9割以上、この早期支給の仕組みは行われていますけれども、以前の分も含めて、早くやれるように、引き続き取り組んでいきたいと思っておりますが、そうした中で、私自身は常にどういう法体系、この法体系の中でどういう仕組みを入れていったら良いのかというのを、常に考えて頭を悩ませてきています。

多くの先進民主国家では、外出に対して罰金があると。ヨ一

ロップの各国、あるいはオーストラリア、ニュージーランド、オーストラリアでは160万円からの罰金があると、最大ですね。そういった厳しいルールの中で、今もニュージーランドは、わずか1人か2人が感染者が出たという中でロックダウンをやる。そして、外出規制をやるという非常に厳しい措置を対応してきています。

国民の皆さんにも理解をいただかなければいけないと思いますが、私どもの憲法でも、憲法12条に、国民は自由及び権利を濫用してはならない。常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うということでありますから、まさに私権の制約を伴う措置を考える場合に、この国民の皆さんの命を守る、感染症を何としても抑えるという、この公共の福祉のために、どこまでの制約ができるのか、こういったことについて、諸外国の例も含めながら、不断の検討は、私自身は、私の立場、この法執行の責任者、感染症を抑えるという責任者としては、不断の検討を進めていきたいと考えているところであります。

その上で、御指摘のように私権の制約を伴う措置については、これは慎重な議論も必要ですから、今日、専門家から言われたからといって、1週間、2週間で法案を提出できるような、そんな簡単なものではないと思います。海外の研究をし、国民の皆さんの命を守るために何ができるのかということ、しっかり議論をしていきたいと考えていますが、さらに、政令の改正、あるいは省令、告示、解釈、何ができるのか、これも不断の検討を進めたいと考えています。

まさに、先ほどのテレワークも何か強制的にできる枠組はないわけですね。なかなか取り組んでいただけない。もちろん多くの企業は協力していただいています。取り組んでいただいています。もちろん強制的に行うことに馴染まない事柄もありますから、先ほど御指摘があったように、インセンティブを何か支援策をもっと充実させることなどを取り組んでいただく。先ほどの協力金の早期支給も、そのインセンティブの一つになってもらえればということでも導入したわけでありまして。

そういう意味で、様々な視点から、やれることは何かないのかということ、常に私も考えておりますけれども、さらに知恵を絞り、スタッフや関係省庁や現場の声や専門家の声を聞いて、不断の検討をしたいと考えています。

(了)